

品質証明書類の提出基準

「福岡市水道局水道用資機材の製作者の登録に関する要領」第3条第2項に規定する、同一品目で複数の呼び径等を登録申請する場合の「当局の技術仕様に適合することを証明する書類」の提出基準は、次のとおりとする。

- 同一品目で複数の呼び径を同時に登録申請する場合は、原則として最大呼び径のものを提出する。
- 同一品目で複数の形式のものを同時に登録申請する場合は、最大呼び径の形式のうち形状が最も複雑なものを提出する。
- ただし、受注製作のためこれによりがたい場合は、当局と協議し別途に提出対象口径を決定する。